

三好市観光マネジメント業務受託者選定委員

「三好市観光マネジメント業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に規定する選定委員会委員は、持続可能な観光を推進していくため、次の職にある者をもってあてる。ただし、ここに挙げた選定委員に事故のあった場合は代理をあてることができる。

三好市行政職（三好市副市長、三好市政策監、三好市産業観光部長ほか若干名）
観光関連事業者（一般社団法人三好市観光協会、一般社団法人そのの郷、ほか若干名）